

# マイナンバーの利用が始まりました

～こんなことに注意しましょう～



朝日支所  
市民生活室 木ノ瀬主任

## 通知カード（紙製）について

1月から社会保障・税・災害に関する手続きの際、窓口で本人確認とマイナンバーの記載・確認を求められる場合があります。その際にマイナンバーを証明するものとして「通知カード」が必要となります。

市役所にお越しの際は、運転免許証などの本人確認ができるものと一緒に「通知カード」を持参してください。

「通知カード」は紙製のため、破れやすく、また汚れやすくなっています。破損などによる再発行には手数料がかかりますので、保管には十分ご注意ください。

## 個人番号カードについて

「個人番号カード」とは、希望者に交付されるプラスチック製のカードです。

交付を受けるには申請が必要で、申請方法は、通知カードに同封された申請書で行う方式、パソコンやスマートフォンで行う電子申請方式の2通りがあります。初回の手料は無料ですが、更新時に手数料がかかります。

有効期間は20歳以上が10年、20歳未満が5年です。

「個人番号カード」は、本人確認の際の身分証明とマイナンバーの証明ができるカードで、顔写真付き身分証明書をお持ちでない人には便利なカードです。また、e-Taxでの確定申告や署名用電子申請にも利用できます。

個人番号カードの交付申請をする時は次のことに注意しましょう。

○個人番号カードは、即日交付ができません。申請から2週間程度を要します。

○個人番号カードの窓口交付時には本人確認や電子証明書登録などに時間を要します。受け取りの際は時間に余裕を持ってお越しくください。

○e-Taxでの確定申告に利用する場合は、お持ちのカードリーダーが個人番号カードに対応していることをご確認ください。一部機器では認識しない場合があります。

○紛失した場合や、人に番号が漏れた場合は、コールセンターへ連絡してください。

利用を一時停止できます。

コールセンター

☎0120・95・0178

（平日：9時30分～22時00分）  
（土日祝：9時30分～17時30分）

マイナンバーを標的にした振り込め詐欺などに注意しましょう

電話でマイナンバーを聞くことはありません。「マイナンバー

が漏れている、処理するのにお金が必要」などの不審な電話に注意し、おやみに人に教えないようにしましょう。

怪しいと思ったら、家族・友人・市役所などへ相談し、被害に遭わないよう注意しましょう。

## ●問い合わせ

市民課市民年金室

☎53・2111（内線282）

## 個人番号カード

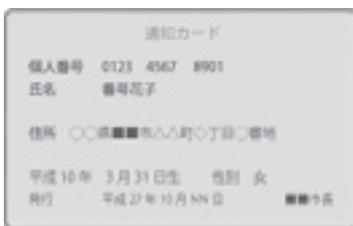


表



裏

## 通知カード（紙）



表



裏